Ｒ４年度　甲府市立大里小学校ＰＴＡ会則

第１章　総則

（名　称）

第１条　　この会は，大里小学校ＰＴＡと称する。

（事務局）

第２条　　この会の事務局を大里小学校におく。

（目　的）

第３条　　この会は，すべての児童を賢く健やかに育てるため，家庭と学校が理解と納得のうえに教育の責任を分け合い，互いに力を合わせていくことを目的とする。

（会　員）

第４条　　この会の会員は，大里小学校児童の保護者（以下「保護者」という。）および大里小学校教職員（以下「教職員」という。）とする。

（事　業）

第５条　　この会は，第３条の目的を達成するために，次の事業を行う。

①会員相互の親睦・理解と教養の向上に関すること。

②児童の幸せの増進に関すること。

③教育環境の整備改善に関すること。

④甲府市小中学校ＰＴＡ連合会（以下「市Ｐ連」という。）および山梨県ＰＴＡ協議会等のＰＴＡ関係組織と連携した事業。

⑤その他，目的の達成に必要なこと。

（役　員）

第６条　　この会の運営のために次の役員をおく。

①本部役員

②専門部役員

③委員会役員

（本部役員）

第７条　　本部役員は次の通りとし，この会の事業執行等を総括する。

①名誉会長

②会長　　１名

③副会長　　３名以上

④幹事　　若干名

２　名誉会長は，校長を充てることとし，この会の運営に関する指導および助言を行う。また，市Ｐ連企画調査運営委員となる。

３　名誉会長以外の本部役員は，保護者から選出する。
なお，会長および副会長１名は，５・６年保護者から選出する。

①会長は，この会を代表し，会務を統括する。また，市Ｐ連企画調査運営委員となる。

②副会長は，会長を補佐し会長事故あるときはこれに代わる。また，副会長と幹事は会長の委嘱する以下の担当を分担する。

〇校内事業担当（会長補佐）

〇市Ｐ連専門部運営委員校担当

〇市Ｐ連母親委員会担当

○母と女性教職員の会担当
○通学安全委員会担当

4　幹事は名誉会長が任命するものとし，この会の庶務および会計を担当する。

5　第１項に規定する他，この会の会計を監査するため２名（保護者１，教職員１）の監事をおき，会長が委嘱する。

（専門部役員・委員会役員）

第８条　専門部役員，委員会役員については，第２章および第３章で規定する。

（役員任期等）

第９条　役員の任期は１カ年とする。ただし，再任は妨げない。

補欠役員は，前任者の残任期間とする。

（機関等）

第 10 条　この会に次の機関をおく。

①総会
②学校委員会
③専門部
④学級・学年委員会
⑤通学安全委員会
⑥本部役員選考委員会

（総　会）

第 11 条　定期総会は年度当初に開催し，次について審議および決定するものとする。

①会則の改廃
②事業報告および決算
③事業計画および予算
④役員の承認
⑤その他必要事項

2　前項の規定に関わらず，必要に応じて臨時総会を開催することができる。

3　総会は出席した会員の過半数により決議するものとする。

（学校委員会）

第 12 条　学校委員会は，ＰＴＡ会長が招集し，次について審議および決定するものとする。

①総会提出議案の審議
②総会決定事項の処理
③専門部，委員会，市Ｐ連等との連絡調整
④緊急事項の処理
⑤その他必要事項

2　総会に次ぐ議決機関とし，出席者の過半数をもって決議する。

3　学校委員会は，本部役員，各学年委員長，副委員長，各専門部長（副部長），名誉会長の任命する教師によって構成する。

第２章　専門部

（専門部）

第 13 条　この会に次の専門部をおき，以下の事業および市Ｐ連各専門部と連携した事業等を行う。

①教育研修部

研修会，講習会，講演会など研修に関わる事業。

学校の教育活動への支援や地域活動との連携など，教育振興に関する事業。

②情報活動部

ＰＴＡ新聞の発行など情報活動に関する事業。

（構成員と役員）

第 14 条　１　各専門部は学級より選出された部員（学級委員長を除く２名の学級委員）と顧問教師で構成する。

２　各専門部において，構成員の互選により，部長は高学年（４・５・６年）より１名，副部長は，低学年（１・２・３年）より１名決定する。なお，市 P 連担当者は，高学年（４・５・６年）より１名決定する。

第３章　委員会

（委員会）

第 15 条　この会に次の委員会をおく。

①学級・学年委員会

②通学安全委員会

③本部役員選考委員会

（学級・学年委員会）

第 16 条　学級・学年委員会は，当該学年の保護者と学年教師で構成し，以下の事業を行う。

〇学年，学級経営への協力

〇学年での研究会，懇談会の開催

〇その他必要な事業

２　学級単位に会員の互選により選出された保護者３名が学級委員となり，３名のうち１名が学級委員長となる。他の２名は各専門部員を兼ねる。

３　学年委員会では学級委員長の中から学年委員長１名を選出し,他は学年副委員長となる。学年副委員長は通学安全委員会の委員を兼ねる。

４　学年委員会では必要に応じて学年委員会総会を開催する。学年役員会は随時開くことができるものとする。

（通学安全委員会）

第 17 条　通学安全委員会は，ＰＴＡ副会長（通学安全委員会担当），学年副委員長，担当教頭，顧問教師で構成し，以下の事業を行う。

〇登校指導当番表（旗振り当番表の作成

〇危険箇所の確認と対応

〇問題点の把握と対応

〇「子ども１１０番の家」見直しと確認

２　通学安全委員会では，本部役員のＰＴＡ副会長（通学安全委員会担当）が委員長となり，各学年副委員長が委員となる。

（本部役員選考委員会）

第 18 条　　本部役員選考委員会は，新年度役員候補者の選出を目的とし，学校委員会の承認を経て発足する。また，総会における新役員の承認により解散する。

２　本委員会は，本部役員，４・５学年の学級委員長，１・２・３・６学年の学年委員長により組織される。

３　本委員会では，ＰＴＡ会長が委員長となり，第４学年・第５学年委員長が副委員長となる。他の構成員は委員となる。

４　会議は，必要に応じて委員長が招集する。

第４章　会計

（経費等）

第 19 条　　この会の経費は，会費をもってあてる。会費の額，徴収方法等は毎年定期総会において決定し，事務局が会員より徴収する。

（会計年度）

第 20 条　　この会の会計年度は毎年４月１日に始まり，翌年３月３１日に終わる。

（慶弔規定等）

第 21 条　　この会の運営上必要な慶弔規定等の細則は別にこれを定める。

附　　則

この会則は，

昭和６１年５月１２日改定し，同日より施行する。
平成４年５月８日改定し，同日より施行する。
平成５年４月２３日改定し，同日より施行する。
平成６年４月２８日改定し，同日より施行する。
平成８年５月２９日改定し，同日より施行する。
平成９年４月３０日改定し，同日より施行する。
平成１０年４月３０日改定し，同日より施行する。
平成２３年４月２２日改定し，同日より施行する。
令和２年５月１２日に改訂し，同日より施行する。
令和４年４月２２日に改訂し，同日より施行する。